



※「従来型個室」と「多床室」の料金の違いは、〔施設サービス費〕と〔居住費〕の料金の違いです。

「従来型個室」

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象					介護保険給付対象外		利用者負担分			介護職員処遇改善加算Ⅲ	
		施設サービス費	送迎加算	サービス提供加算Ⅲ	看護体制加算Ⅱ	機能訓練指導体制加算	夜勤職員配置加算	居住費	食費	合計(1日)	10日間利用		20日間利用
要介護1	第1段階	603						380	300	1,506	15,060	30,120	介護サービス費総額に11.3%を乗じた金額となります
	第2段階							480	600	1,906	19,060	38,120	
	第3段階①							880	1,000	2,706	27,060	54,120	
	第3段階②							880	1,300	3,006	30,060	60,120	
	第4段階							1,231	1,445	3,502	35,020	70,040	
要介護2	第1段階	672						380	300	1,575	15,750	31,500	
	第2段階							480	600	1,975	19,750	39,500	
	第3段階①							880	1,000	2,775	27,750	55,500	
	第3段階②							880	1,300	3,075	30,750	61,500	
	第4段階							1,231	1,445	3,571	35,710	71,420	
要介護3	第1段階	745	184	6	8	12	13		380	300	1,648	16,480	32,960
	第2段階								480	600	2,048	20,480	40,960
	第3段階①								880	1,000	2,848	28,480	56,960
	第3段階②								880	1,300	3,148	31,480	62,960
	第4段階								1,231	1,445	3,644	36,440	72,880
要介護4	第1段階	815							380	300	1,718	17,180	34,360
	第2段階								480	600	2,118	21,180	42,360
	第3段階①								880	1,000	2,918	29,180	58,360
	第3段階②								880	1,300	3,218	32,180	64,360
	第4段階								1,231	1,445	3,714	37,140	74,280
要介護5	第1段階	884							380	300	1,787	17,870	35,740
	第2段階								480	600	2,187	21,870	43,740
	第3段階①								880	1,000	2,987	29,870	59,740
	第3段階②								880	1,300	3,287	32,870	65,740
	第4段階								1,231	1,445	3,783	37,830	75,660

「多床室(相部屋)」

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象					介護保険給付対象外		利用者負担分			介護職員処遇改善加算Ⅲ	
		施設サービス費	送迎加算	サービス提供加算Ⅲ	看護体制加算Ⅱ	機能訓練指導体制加算	夜勤職員配置加算	居住費	食費	合計(1日)	10日間利用		20日間利用
要介護1	第1段階	603						0	300	1,126	11,260	22,520	介護サービス費総額に11.3%を乗じた金額となります
	第2段階							430	600	1,856	18,560	37,120	
	第3段階①							430	1,000	2,256	22,560	45,120	
	第3段階②							430	1,300	2,556	25,560	51,120	
	第4段階							915	1,445	3,186	31,860	63,720	
要介護2	第1段階	672						0	300	1,195	11,950	23,900	
	第2段階							430	600	1,925	19,250	38,500	
	第3段階①							430	1,000	2,325	23,250	46,500	
	第3段階②							430	1,300	2,625	26,250	52,500	
	第4段階							915	1,445	3,255	32,550	65,100	
要介護3	第1段階	745	184	6	8	12	13		0	300	1,268	12,680	25,360
	第2段階								430	600	1,998	19,980	39,960
	第3段階①								430	1,000	2,398	23,980	47,960
	第3段階②								430	1,300	2,698	26,980	53,960
	第4段階								915	1,445	3,328	33,280	66,560
要介護4	第1段階	815							0	300	1,338	13,380	26,760
	第2段階								430	600	2,068	20,680	41,360
	第3段階①								430	1,000	2,468	24,680	49,360
	第3段階②								430	1,300	2,768	27,680	55,360
	第4段階								915	1,445	3,398	33,980	67,960
要介護5	第1段階	884							0	300	1,407	14,070	28,140
	第2段階								430	600	2,137	21,370	42,740
	第3段階①								430	1,000	2,537	25,370	50,740
	第3段階②								430	1,300	2,837	28,370	56,740
	第4段階								915	1,445	3,467	34,670	69,340

◆利用者負担段階に「負担段階が令和3年8月～変更になっています。詳細は、厚労省のパンフレットも併せてご覧ください。

第1段階	市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者・生活保護受給者	資産要件	理容代	実費	洗濯代	クリーニング等外部委託のみ(実費)
第2段階	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下)	預貯金が650万(夫婦で1650万)以下	日用品	個人購入	教養娯楽費	本人希望のもの(実費)
第3段階①	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円超120万円以下)	預貯金が550万(夫婦で1550万)以下				
第3段階②	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円超える方)	預貯金が500万(夫婦で1500万)以下				
第4段階	利用者負担のいずれにも該当しない方(市町村民税本人非課税、本人課税等)					

※2または3割負担の方

65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方です。(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上、もしくは同一世帯の65歳以上の年金収入とその他合わせた金額が346万円以上)

詳しくは、市役所健康長寿課に負担割合についてお問い合わせ下さい。

※緊急短期入所受入加算(90円/日)・・・緊急受入実施時にはいただく事があります。

電話番号が直通になりました (0855)25-8100です

